

平成 21 年 6 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 ゴルフ・ドゥ  
代表者名 代表取締役社長 伊東 龍也  
(コード番号:3032 名証セントレックス)  
問合せ先 取締役経営管理本部長  
大井 康生  
(TEL. 048-851-3111)

(訂正)「定款の(一部)変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 27 日付で公表した「定款の(一部)変更に関するお知らせ」について一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

<訂正箇所>

2. 変更内容の対比表における、現行定款第 28 条ならびに変更案第 27 条の(選任方法)を(任期)に訂正。(\_\_\_\_下線部)

(正)

(下線は訂正箇所を示します。)

第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
<u>(任期)</u> 第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	<u>(任期)</u> 第 27 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第 2 条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。

(誤)

(下線は訂正箇所を示します。)

第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条～第6条 (条文省略)	(商号) 第1条～第6条 (現行どおり)
(選任方法) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(選任方法) 第27条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

なお、正しい変更内容を添付いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条～第6条 (条文省略)	(商号) 第1条～第6条 (現行どおり)
(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得)	(削除)
第8条 (条文省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録名簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>選定し、公告する。</u>
(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(削除)
第11条～25条 (条文省略)	(株式取扱規程) 第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第10条～24条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第26条 当社の監査役は、3名以内とする。 (選任方法)	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第25条 (現行どおり)
第27条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	(選任方法) 第26条 (現行どおり)
(新設)	2. 当社は、 <u>会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

<p>(任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p><u>第29条～38条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>第28条～37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上